個人型年金規約の一部を変更する規約

平成23年2月23日　国民年金基金連合会　理事長　松本　省藏

個人型年金規約の一部を次のように変更する。

別表第１号　登録番号738（三井住友海上火災保険㈱）の項中

【再委託する運営管理業務等　再委託先運営管理機関等の名称、住所】欄の

「日田信用金庫
大分県日田市中本町３―20」の下に

「岐阜信用金庫
岐阜県岐阜市神田町６―11」を追加する。

附　則

この規約は、平成23年２月２日から施行する。

全国健康保険協会定款の一部変更について

全国健康保険協会定款の一部を次のとおり変更する。

平成23年2月9日　全国健康保険協会理事長　小林　剛

別表２中北海道欄を「9.60%、3.62%、5.98%」に、青森県欄を「9.51%、3.62%、5.89%」に、岩手県欄を「9.45%、3.62%、5.83%」に、宮城県欄を「9.50%、3.62%、5.88%」に、秋田県欄を「9.54%、3.62%、5.92%」に、山形県欄を「9.45%、3.62%、5.83%」に、福島県欄を「9.47%、3.62%、5.85%」に、茨城県欄を「9.44%、3.62%、5.82%」に、栃木県欄を「9.47%、3.62%、5.85%」に、群馬県欄を「9.47%、3.62%、5.85%」に、埼玉県欄を「9.45%、3.62%、5.83%」に、千葉県欄を「9.44%、3.62%、5.82%」に、東京都欄を「9.48%、3.62%、5.86%」に、神奈川県欄を「9.49%、3.62%、5.87%」に、新潟県欄を「9.43%、3.62%、5.81%」に、富山県欄を「9.44%、3.62%、5.82%」に、石川県欄を「9.52%、3.62%、5.90%」に、福井県欄を「9.50%、3.62%、5.88%」に、山梨県欄を「9.46%、3.62%、5.84%」に、長野県欄を「9.39%、3.62%、5.77%」に、岐阜県欄を「9.50%、3.62%、5.88%」に、静岡県欄を「9.43%、3.62%、5.81%」に、愛知県欄を「9.48%、3.62%、5.86%」に、三重県欄を「9.48%、3.62%、5.86%」に、滋賀県欄を「9.48%、3.62%、5.86%」に、京都府欄を「9.50%、3.62%、5.88%」に、大阪府欄を「9.56%、3.62%、5.94%」に、兵庫県欄を「9.52%、3.62%、5.90%」に、奈良県欄を「9.52%、3.62%、5.90%」に、和歌山県欄を「9.51%、3.62%、5.89%」に、鳥取県欄を「9.48%、3.62%、5.86%」に、島根県欄を「9.51%、3.62%、5.89%」に、岡山県欄を「9.55%、3.62%、5.93%」に、広島県欄を「9.53%、3.62%、5.91%」に、山口県欄を「9.54%、3.62%、5.92%」に、徳島県欄を「9.56%、3.62%、5.94%」に、香川県欄を「9.57%、3.62%、5.95%」に、愛媛県欄を「9.51%、3.62%、5.89%」に、高知県欄を「9.55%、3.62%、5.93%」に、福岡県欄を「9.58%、3.62%、5.96%」に、佐賀県欄を「9.60%、3.62%、5.98%」に、長崎県欄を「9.53%、3.62%、5.91%」に、熊本県欄を「9.55%、3.62%、5.93%」に、大分県欄を「9.57%、3.62%、5.95%」に、宮崎県欄を「9.50%、3.62%、5.88%」に、鹿児島県欄を「9.51%、3.62%、5.89%」に、沖縄県欄を「9.49%、3.62%、5.87%」に改める。

別表３中下欄を「1.51%」に改める。

別表４⑴中第１級欄を「430円、165円、265円」に、第２級欄を「630円、240円、390円」に、第３級欄を「820円、315円、505円」に、第４級欄を「1,030円、395円、635円」に、第５級欄を「1,250円、480円、770円」に、第６級欄を「1,540円、590円、950円」に、第７級欄を「1,900円、725円、1,175円」に、第８級欄を「2,260円、865円、1,395円」に、第９級欄を「2,630円、1,005円、1,625円」に、第10級欄を「3,060円、1,170円、1,890円」に、第11級欄を「3,560円、1,360円、2,200円」に改め、同表⑵中第３級欄を「700円、270円、430円」に、第４級欄を「890円、340円、550円」に、第５級欄を「1,080円、415円、665円」に、第６級欄を「1,330円、510円、820円」に、第７級欄を「1,640円、625円、1,015円」に、第８級欄を「1,950円、745円、1,205円」に、第９級欄を「2,260円、865円、1,395円」に、第10級欄を「2,630円、1,005円、1,625円」に、第11級欄を「3,070円、1,175円、1,895円」に改める。

別表５中一般被保険者欄を「10.65%、9.25%、3.34%、5.91%、1.40%」に、疾病任意継続被保険者欄を「9.75%、9.25%、3.34%、5.91%、0.50%」に改め、「※（　　）については、附則第２項の規定により0.15%を控除した率である。」を削る。

別表６中下欄を「1.62%」に改める。

附　則

１　この変更は、平成23年３月１日から施行する。ただし、別表４の改正規定は、同年４月１日から施行する。

２　変更後の別表２、別表３、別表５及び別表６の規定は、平成23年３月以後分の保険料額に係る保険料率について適用する。ただし、同月前分の保険料額並びに健保法第３条第４項及び船保法第２条第２項の規定による被保険者に関する同月分の保険料額に係る保険料率については、なお従前の例による。

３　疾病保険料率について、船保法附則第９条第１項の規定に基づき、平成23年３月分から平成24年２月分まで（疾病任意継続被保険者にあっては、平成23年４月分から平成24年３月分まで）の間、0.15%を控除するものとする。この場合において、第52条第１項及び別表５中「疾病保険料率」とあるのは、「疾病保険料率から0.15%を控除した率」と読み替えるものとする。

型式適合認定に関する公示

財団法人日本建築センター公示第型113号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第１項の規定により型式適合認定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の３第１項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類、認定年月日、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を次のとおり公示する。

平成23年2月23日

財団法人日本建築センター
理事長　立石　真

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認定年月日：平成22年10月29日）

セイワシステム株式会社

型01Abad1820041

弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し

平成23年１月中処理の登録・登録換え・登録取消しは次のとおりにつき弁護士法第19条の規定により公告します。

登録

（月　日）	（登録番号）	（所属会）	（氏　名）
１月１日	43788	京　都	池澤　亮介
１日	43789	山梨県	神田　美穂
１日	43790	札　幌	小西　政広
１日	43791	京　都	守田　文美
１日	43792	大　阪	平尾　詩乃
１日	43793	〃	室田　朋宏
１日	43794	広　島	片山　博矢
１日	43795	〃	福永　智子
１日	43796	第二東京	小池　達子
１日	43797	東　京	堤　優子
１日	43798	山梨県	藤吉　修崇
１日	43799	第二東京	増成　由佳
１日	43800	第一東京	川口あゆ美
１日	43801	〃	星　康一
１日	43802	香川県	吉田　香
１日	43803	大　阪	村上　崇
１日	43804	〃	築山　宗之
１日	43805	〃	飯島　充士
３日	43806	滋　賀	髙橋　亮太
６日	43807	大　阪	多々納久雄
６日	43808	第一東京	本江　威憙
７日	43809	大　阪	藤野千代麿
14日	43810	千葉県	中川裕一郎
14日	43811	長崎県	西井　秀和
14日	43812	山口県	山村　智史
14日	43813	島根県	石井　将志
14日	43814	福岡県	毛利　嘉秀
14日	43815	京　都	坂口　俊幸
14日	43816	兵庫県	岡田　晃朝
14日	43817	鹿児島県	河口友一朗
14日	43818	福島県	二瓶　貴之
18日	43819	第一東京	中藤　亮平
18日	43820	〃	鈴木　克哉
18日	43821	〃	小町谷　綾
18日	43822	〃	茂木　香子
18日	43823	〃	守時　弘展
18日	43824	〃	田中信一郎
18日	43825	〃	貝賀　雄太